

東海旅客鉄道株式会社障がい者用 I C カード乗車券運送約款の一部改正（往復乗車券及び連続乗車券の発売終了に伴う改正）

現行	改正
<p data-bbox="600 242 674 272">(前略)</p> <p data-bbox="181 280 882 311">(障がい者用 T O I C A 乗車券の S F から減額する運賃)</p> <p data-bbox="163 319 1106 456">第 13 条 障がい者用 T O I C A 乗車券の S F から減額する運賃は、T O I C A 約款第 20 条、同第 30 条第 2 号又は同第 33 条の規定により計算した大人の <u>片道</u> 普通旅客運賃に、身体障害者規則第 7 条、知的障害者規則第 6 条又は精神障害者規則第 6 条に定める割引率を適用した額とします。</p> <p data-bbox="584 464 689 494">(以下略)</p>	<p data-bbox="1570 242 1644 272">(前略)</p> <p data-bbox="1153 280 1854 311">(障がい者用 T O I C A 乗車券の S F から減額する運賃)</p> <p data-bbox="1135 319 2078 456">第 13 条 障がい者用 T O I C A 乗車券の S F から減額する運賃は、T O I C A 約款第 20 条、同第 30 条第 2 号又は同第 33 条の規定により計算した大人の普通旅客運賃に、身体障害者規則第 7 条、知的障害者規則第 6 条又は精神障害者規則第 6 条に定める割引率を適用した額とします。</p> <p data-bbox="1545 464 1650 494">(以下略)</p>

附則

この通達は、2026 年 3 月 14 日から施行する。